

判決年月日	平成 1 6 年 9 月 3 0 日	担当部	東京高等裁判所 知的財産第 1 部
事 件 番 号	平成16年（行ケ）49,50号		
○ 本願商標「Vent Vert par PIERRE BALMAIN」は、引用商標「バンベール」と類似し、その登録を拒絶すべきものであるとした審決が維持された事例			

1 本願商標は、上段に"Vent Vert"(49号事件)・"VENT VERT"(50号事件)を大きく、下段に"par PIERRE BALMAIN"を小さく書してなるものである。なお、"PIERRE BALMAIN"（ピエール・バルマン）がフランスに本拠を置くブランドの名称として周知であることについては、当事者間に争いが無い。

2 審決は、本願商標の"Vent Vert"・"VENT VERT"の部分から、これをフランス語読みした「ヴァンヴェール」の称呼が生じ、これが引用商標「バンベール」の称呼と類似するとして、いずれの出願も拒絶した。

3 原告（出願人）の主張した審決取消事由は次のとおりである。

- ① 本願商標は"par PIERRE BALMAIN"が付いて一体であり、"Vent Vert"のみを取り出して類否を判断するのは誤りである。
- ② 平均的日本人は英語読み・ローマ字読みしか出来ないから、フランス語読みの「ヴァンヴェール」の称呼は生じない。
- ③ 仮に「ヴァンヴェール」の称呼が生じるとしても、vの発音とbの発音は異なるから「バンベール」とは称呼上類似しない。
- ④ 仮に称呼上類似するとしても、原告は"Vent Vert"が著名な"PIERRE BALMAIN"のサブブランドであることを周知徹底させているから、観念において類似しない。また、商品の流通経路、消費者の商品選択の動機、現実の混同の事実のないことに照らせば、本願商標を付した商品と引用商標を付した商品との間の誤認混同のおそれはない。

4 本判決は、以下のとおり、原告の主張をいずれも排斥して請求を棄却した。

- ① 本願商標の外観からみて、"Vent Vert"は本件商標の要部であり、出所標識である"par PIERRE BALMAIN"部分に対して個々の商品識別機能を有するから、本願商標は"Vent Vert"の部分のみによって称呼、観念されることがあり、この部分のみを抜き出して引用商標との類否を判断するのは相当である。
- ② 本願商品の指定商品が被服等であってフランス語の商標が好まれていること、"PIERRE BALMAIN"がフランスのブランドとして著名であることから、"Vent Vert"をフランス語読みすることの動機付けがあり、「ヴァンヴェール」の称呼が生じる。
- ③ 日本人にとってvの音とbの音を区別するのは容易でないから、一般商取引の場では「ヴァンヴェール」ではなく「バンベール」と発音されることが多いと推認される。原告はこれを「ヴァンヴェール」と発音すべきことを宣伝広告等で強調したと主張するが、未だそのことが取引者・需要者間で周知となったとは認められない。

- ④ 原告の主張する事情を考慮してもなお、誤認混同のおそれがないとはいえない。